

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、
その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 土地改良区の定款の変更の認可(四件) (農村整備課)
土地改良事業計画書の写しの縦覧(〃)
土地改良事業の工事の完了(〃)
森林整備市町村の指定(林務課)
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所(都市計画課)
開発行為に関する工事の完了(〃)
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◇ 海区漁調 すぐい網漁業の操業に関する指示
委告示

告 示

鳥取県告示第四百二十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に
基づき、大栄町土地改良区の定款の変更を平成五年四月三十日認可したの

で、同条第三項の規定により告示する。

平成五年五月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百三十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に
基づき、赤碕町土地改良区の定款の変更を平成五年四月三十日認可したの
で、同条第三項の規定により告示する。

平成五年五月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百三十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に
基づき、湖東大浜土地改良区の定款の変更を平成五年四月三十日認可した
ので、同条第三項の規定により告示する。

平成五年五月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大倉土地改良区の定款の変更を平成五年四月三十日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成五年五月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営湛水防除事業海川地区農業用排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年五月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年五月十日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所及び日吉津村役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成五年五月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事を完了年月日
岩美町	土地改良総合整備事業（地域改善）本 庄地区農業用排水	平成二年三月二十五日

鳥取県告示第四百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の七第一項の規定に基づき、次のとおり森林整備市町村の指定をしたので、同条第三項の規定により告示する。

平成五年五月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 森林整備市町村の名称

大栄町

二 指定年月日

平成五年四月三十日

鳥取県告示第四百三十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定に基づき、鳥取市本場の場土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年五月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	住 所
西山 禎一	鳥取市的場一五九一三
西川 治久	鳥取市的場一四三一二
前田 嘉弘	鳥取市的場一二九

霜田 文五郎 鳥取市的場七一

佐々木 達雄 鳥取市的場一二八

西山 和男 鳥取市的場六八

西尾 卓也 鳥取市的場一二五

西尾 政幸 鳥取市的場七二

鳥取県告示第四百三十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年五月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年四月二十三日 鳥取県指令受都計三一二第三号

二 工区（第二期工事）に含まれる地域の名称

境港市誠道町字夕顔畑

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市上道町三〇〇〇

境港市長 黒見哲夫

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十二号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成五年五月七日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	トランプ物語	株式会社平和
〃	プリンセス物語	〃
〃	鐘引きボン	〃
〃	車	〃
〃	タイガーネオ	〃
〃	ピカ五郎	〃

遊技機	型式	製造業者名
〃	夢気分	〃
〃	ビッグボンバー2	豊丸産業株式会社
〃	ビッグボンバー3	〃
〃	ピカイン天国V	〃
〃	ソロッター	株式会社大一商会
〃	CRエキゾチック	〃
〃	エキサイトグラフィックス	株式会社ニューギン
〃	CRピクトロー2	〃
回胴式遊技機	ニューパルサー	山佐株式会社

海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第一号

鳥取県海面におけるすくい網漁業（集魚を目的とする照明設備及び動力式漁ろう装置を備えた船舶を使用するものに限る。以下同じ。）の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成五年五月七日

鳥取海区漁業調整委員会会長 佐 竹 嘉 泰

西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県海面において、平成五年五月十日から同年八月三十一日までの間に、すくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに鳥取海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

なお、承認の内容等は、次のとおりである。

一 承認の内容

(一) 承認を受けられる者

県内に住所を有する者であつては当該漁業に係る漁具を保有する者とし、県内に住所を有しない者であつては当該漁業の実績を有する者とする。

(二) 承認の対象となる船舶

総トン数十トン未満の漁船

(三) 承認を受けた者の操業の条件

イ 操業に際し、委員会から交付された承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けなければならない。

ロ 共同漁業権に係る漁場の区域内で操業しようとする者は、当該共同漁業権を有する者の同意を得なければならない。

ハ 他種漁業の操業を妨げてはならない。

ニ 漁獲物は、原則として本県の漁港に陸揚げしなければならない。

ホ 操業期間満了後速やかに、別に定める様式の漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

二 承認の取消し

一の(三)の条件に違反して操業した場合は、承認を取り消すことがある。